様式第九号の二（第十条の六関係）

川崎市指令環廃　第１３８号　　許可番号　第０５７２００００４０５号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　　所　　川崎市川崎区貝塚一丁目１番５号

氏　　名　　株式会社　エバーグリーンライン

代表取締役　比嘉　良弘　様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第　１　４　条第　６　項の許可を受けた者であることを証する。

令和　元　年１１月２９日

川崎市長　　福　田　　紀　彦　印

許　可　の　年　月　日　　平成２９年１０月　１　日

許　可　の　有　効　期　限　　令和　６　年　９　月３０日

この許可証の写しは情報開示の一環としてホームページに掲載したものであり、これを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。
株式会社　エバーグリーンライン

１　事業の範囲

（１）　事業の区分

中間処理（破砕、選別、圧縮・梱包、破砕・分離、選別・破砕、選別・圧縮・梱包）

（２）　産業廃棄物の種類

ア　破砕に係るもの

（ア）　廃プラスチック類、（イ）　木くず、（ウ）　金属くず、（エ）　ガラスくず、

（オ）　がれき類　以上５種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ　選別に係るもの

（ア）　紙くず、（イ）　繊維くず　以上２種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ　圧縮・梱包に係るもの

（ア）　廃プラスチック類、（イ）　紙くず

以上２種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

エ　破砕・分離に係るもの

（ア）　ガラスくず　以上１種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

オ　選別・破砕に係るもの

（ア）　廃プラスチック類、（イ）　木くず、（ウ）　金属くず、（エ）　ガラスくず、

（オ）　がれき類　以上５種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

カ　選別・圧縮・梱包に係るもの

（ア）　廃プラスチック類、（イ）　紙くず

以上２種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（３）　制限

ア　破砕に係る産業廃棄物のうち、No.１破砕機に係るものは廃プラスチック類及び木くず、No.２破砕機に係るものは金属くず、ガラスくず及びがれき類に限る。

イ　圧縮・梱包に係る産業廃棄物は、軟質な廃プラスチック類及び紙くずに限る。

ウ　破砕・分離に係る産業廃棄物は、廃石膏ボードに限る。

エ　選別・破砕に係る産業廃棄物のうち、No.１破砕機に係るものは廃プラスチック類及び木くず、No.２破砕機に係るものは金属くず、ガラスくず及びがれき類、No.３破砕機に係るものはガラスくず及びがれき類に限る。

オ　選別・圧縮・梱包に係る産業廃棄物は、軟質な廃プラスチック類及び紙くずに限る。

２　事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記１のとおり

３　許可の条件

4　許可の更新又は変更の状況

平成２９年１０月　１　日　　更新許可

平成２９年１０月　１　日　　優良認定

令和　元　年１１月１３日　　事業計画変更（保管場所の変更）、施設変更

5　規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　　無

別記１

（１）　事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所　在　地
ア　破砕施設 （No. １破砕機） （設置年月日　平成２５年１０月２４日） （許可年月日　平成２５年１０月２４日） （許可番号　　第 1224 号）	5.5ｔ／日（廃プラスチック類） 15.9ｔ／日（木くず）	川崎市川崎区扇町１番１ （3381 ㎡）
イ　破砕施設 （No. ２破砕機） （設置年月日　平成１８年　８　月２２日） （許可年月日　平成１８年　８　月２２日） （許可番号　　第 1175 号）	225ｔ／日（金属くず） 98.1ｔ／日（ガラスくず） 315ｔ／日（がれき類）	
ウ　破砕施設 （No. ３破砕機） （設置年月日　令和 元 年　８　月１８日） （許可年月日　令和 元 年　８　月　７　日） （許可番号　　第 1242 号）	32.4ｔ／日（ガラスくず） 61.2ｔ／日（がれき類）	
エ　圧縮・梱包施設 （圧縮・梱包機） （設置年月日　平成２４年１０月２５日）	43.7ｔ／日（廃プラスチック類） 43.7ｔ／日（紙くず）	
オ　破砕・分離施設 （破砕・分離機） （設置年月日　平成１４年　９　月１７日）	5.4ｔ／日（ガラスくず）	

（２）　施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破砕施設一式	15.9ｔ／日	No. １破砕機
破砕施設一式	315ｔ／日	No. ２破砕機
圧縮・梱包施設一式	43.7ｔ／日	圧縮・梱包機
破砕・分離施設一式	5.4ｔ／日	破砕・分離機
選別・破砕施設一式	15.9ｔ／日	No. １破砕機
選別・破砕施設一式	315ｔ／日	No. ２破砕機
選別・破砕施設一式	61.2ｔ／日	No. ３破砕機
選別・圧縮・梱包施設一式	43.7ｔ／日	圧縮・梱包機

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。